

緊急支援給付金のお知らせ

【対象となる事業】 令和2年5月14日以前に行政機関等からの許認可等を受け、申請日時時点でむつ市内で営業しており、今後も継続の意思がある事業者。かつ、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年1月から5月に経済的な損失を被った以下の事業者。

- ・飲食業
- ・飲食料品卸売業
- ・飲食料品小売業
- ・食料品製造業
- ・宿泊業
- ・道路旅客運送業
- ・理美容業

【申請方法】 次の3つを郵送

- ・申請書
- ・店舗の営業許可証等のコピー
- ・通帳またはキャッシュカード等のコピー

【受付期間】 令和2年5月15日（金）から6月30日（火）消印有効

【給付額】

対象事業の1店舗・事業所あたり

一律 30 万円

【振込みの予定】 随時（概ね1週間程度で振込み）

【Q&A】

Q：申請書はどこで手に入るの？
A：市HPでダウンロードできます。

Q：いくらもらえるの？
A：1店舗につき30万円です。

Q：どうやって申請するの？
A：書類の郵送で申請してください。
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
来庁はお控えください。

【申請先】

むつ市感染症危機突破
プロジェクトチーム 経済対策班
〒035-8686 むつ市中央1-8-1

【問い合わせ先】

むつ市感染症危機突破
プロジェクトチーム コールセンター
電 話：22-1111
(内線2640・2642・2643)

営業時間：平日9時から16時まで

開始日：5月18日（月）から